平成２３年（フ）第８２１６号
大阪市阿倍野区王子町３丁目10番13号
破産者　中村　憲一
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９号
神奈川県伊勢原市東大竹１丁目17番地の７
セジュール飛鳥203号
破産者　上田りえ子（旧姓古井）
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７８４号
神奈川県伊勢原市高森1835番地の10
破産者　萩原　正行
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３２号
神奈川県足柄上郡松田町神山303番地25
破産者　友井　雅人
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３０８号
愛知県安城市緑町１丁目13番地１　パレス緑２－４、開始決定時の住所愛知県安城市三河安城町１丁目14番地21　ガーデンヒルズ三河安城304
破産者　田口　　勉
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９０号
愛知県豊田市寿町４丁目24番地１　サープラスコトブキ105号、前住所愛知県豊田市上丘町八ツ田29番地１
破産者　庄司　健弘
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６０３号
愛知県安城市三河安城南町１丁目６番地２　ソアラ三河安城303、前住所愛知県安城市百石町１丁目６番地７　百石スタービル307
破産者　奈須　信夫
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７３５９号
大阪府門真市幸福町28番32―203号、前住所大阪府枚方市東中振２丁目22番17号
破産者　徳島　大助
1　破産債権の届出期間　平成24年９月25日まで
2　一般調査期日　平成24年11月８日午後３時30分
平成24年８月24日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第３１８３号
東京都板橋区南常盤台１丁目８番１号、開始決定時の住所東京都武蔵野市吉祥寺東町４丁目５番２号
破産者　貝瀬　英樹
1　期日　平成24年10月９日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８号
愛媛県今治市上徳甲528番地９
破産者　タクボ酒販有限会社
1　期日　平成24年10月29日午後３時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月27日　松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第４０７４号
大阪市淀川区東三国６丁目１番１―806号
破産者　桑山　　隆
1　期日　平成24年９月20日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月24日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２７３４号
大阪府高槻市栄町４丁目27番７号
破産者　山本喜代美
異議申述期間　平成24年10月15日まで
平成24年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４２号
福岡市東区社領２丁目21番20号
破産者　サワテック株式会社
異議申述期間　平成24年10月22日まで
平成24年８月20日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７６６号
福岡市博多区諸岡３丁目３番19号
破産者　文田　吉子
免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
平成24年８月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７６７号
福岡市博多区諸岡３丁目３番19号
破産者　文田　　学
免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
平成24年８月20日
福岡地方裁判所第４民事部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第５３３号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚431番地
破産者　田原ミチ子
破産手続開始決定日　平成23年７月13日
平成24年８月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３４号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚431番地
破産者　田原スマ子
破産手続開始決定日　平成23年８月22日
平成24年８月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１００１号
山形県上山市弁天１丁目12番11号
清算株式会社　株式会社エムエイチコーポレーション
代表清算人　芳賀　光弘
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第２０３８号
東京都板橋区熊野町10番地
清算株式会社　セントラル貿易株式会社
代表清算人　田中　　均
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部